

平成20年5月15日

各 位

会社名 株式会社D T S
代表者名 代表取締役社長 赤羽根 靖隆
(コード番号 9682 東証第1部)
－問合せ先－
取締役コーポレートスタッフ本部長 栗原 広史
(電話番号 03 - 3437 - 5488)

当社の「企業価値および株主共同の利益向上のための取組み」の継続に関するお知らせ
(中期総合計画への取組みと買収防衛策)

当社は、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間を対象とした中期総合計画「WINNING PLAN Second Stage “Reaching Higher!”」に基づき、「規模拡大」、「付加価値向上」および「社会的評価の向上」の達成に向けて取り組んでまいりましたが、本年3月末には、連結売上高等の主要な指標を1年前倒しで達成いたしました。

この成果を踏まえ、本年4月から3カ年の新中期総合計画「WINNING PLAN Third Stage “Be the Most Reliable Partner!”」を定め、企業価値の更なる向上への取組みを開始しております。

当社は、創業以来のマルチベンダー、マルチユーザーの独立系総合情報サービス企業としての立場を継続しながら、この新中期総合計画を着実に実現することが当社の中長期的な企業価値および当社株主共同の利益向上に資する最も適した経営方針であると考えております。

同時に、このような中長期的経営への取組みを不当に障害し、企業価値を毀損するような買収行為または大量買付行為に対しては、適切な対応策を講じることもまた、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための経営の責務であると考えております。

こうした認識に基づき、当社は、平成18年5月9日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益向上のための取組みのひとつとして当社の「企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます)の導入を決定し、同年6月開催の定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただき、また、前年6月開催の定時株主総会においても、本対応方針の継続について株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応方針の有効期限は、本年6月開催の定時株主総会日までといたしておりますが、新中期総合計画の着実な実現による当社の企業価値および株主共同の利益向上に資するためには、本対応方針の継続が今後とも必要であると認識しております。

つきましては、本日開催の取締役会において、本対応方針の継続を決定いたしましたので、お知らせいたします。

継続される本対応方針については、中期総合計画の終了および新中期総合計画の取組み開始に伴う修正、第三者委員会委員の一部変更に伴う修正、ならびに金融商品取引法の施行に伴う本対応方針に係る根拠法令名の変更等の形式的修正を行っておりますが、本対応方針のスキーム等の実質面については、前年の定時株主総会においてご承認をいただいたものと同様であり、その有効期限は、次の定時株主総会開催日までの1年間といたします。

なお、現時点において当社は、買収行為または大量買付行為の具体的な提案を受けておりません。

I. 企業価値向上のための中期総合計画への取組みについて

当業界を取り巻く環境は、再編による寡占化の進展、オフショア勢力の台頭、国内での人材不足など、厳しい状況が続くことが想定されます。また、情報システム投資に対するお客様の要求水準は、品質や生産性の向上にとどまらず、戦略的なIT活用への要求など、さらに高まることが想定されます。

しかしながら、当社取締役会はこのような環境こそ、これまでに築き上げてきた「質的な変革」「量的な拡大」をベースに「総合力の向上」を図る好機ととらえており、こうした認識の下、当社の持続的成長と企業価値向上を確固なものとするため、現在、新中期総合計画「WINNING PLAN Third Stage “Be the Most Reliable Partner!”」への取組みを行っております。

本計画では、平成23年3月期には連結売上高800億円を目標に、当社の得意分野である金融、通信およびサービス業を中心としたSI事業の拡大を図るため、SI体制の充実や、新規事業基盤の確立に取り組むほか、CSRの推進や社員満足度向上などを含め、業界トップクラスの高付加価値サービスを提供できる企業グループとして、総合力を高め、業界のリーディングカンパニーを目指してまいります（当社の新中期総合計画の詳細内容については当社HPに掲載しております「中期総合計画の策定について」（平成20年1月29日付）をご参照ください）。

II. 高付加価値サービス提供への取組み姿勢

当社は昭和47年（1972年）の創業以来、一貫して中立性の高いマルチベンダーの立場であらゆるお客様のニーズに対して常にお客様本位の最適なソリューションを実現してまいりました。

その取組みが多くのお客様の信頼を獲得し、現在では、実績あるレガシー系システムから最先端のオープン・Web系システムの開発・構築・運用、さらにはネットワークマネジメントにまでいたる総合情報サービスを金融分野、通信分野など社会インフラとしての公共性の強い分野からインターネットサービスの分野に至る幅広い分野で提供しております。

また、当社単独のソリューション提供のみならず、システムの複雑化、専門化の進む分野においては、よりすぐれたソリューションを提供するため、高度な業務知識を有する企業と当社のシステム構築力を融合させたトータルソリューションを提供する専門子会社を設立するなど、高付加価値サービスを幅広く市場に提供するためのさまざまな取組みを行っております。

このような取組みを進めている中で、もし、当社経営が特定の資本の支配を受ける、または、特定の資本の強い影響を受けるようなことが生じた場合には、短期的な利益のみを重視する経営を余儀なくされる、お客様のニーズを無視して特定資本の利益のみを優先するようなサービス提供を余儀なくされるなど、当社の高付加価値サービス提供への取組みを阻害し、お客様や市場の信頼低下を招き、結果として当社の将来的企業価値の毀損を招くような事態が生じるおそれが否定できません。

当社取締役会としては、「WINNING PLAN Third Stage “Be the Most Reliable Partner!”」により、当社の持続的成長と企業価値向上を実現するとともに、今後も中立の立場で高付加価値サービスを提供していく経営姿勢を堅持していくことが当社の事業発展にとって不可欠であり、このことがお客様はもちろんのこと、株主・投資家の皆様に対する経営の責任と認識しております。

当社は情報サービス産業において、お客様から「もっとも頼りにされるパートナー」企業を目指すとともに、株主・投資家の皆様から高い評価をいただけるよう、社内管理体制の充実、ディスクロージャの徹底による透明性の確保にまい進してまいります。

III. 本対応方針について

1. 基本的な考え方

当社は持続的成長と企業価値向上を図り、もって当社株主の皆様のご共同利益向上を実現するため、創業以来のマルチベンダー、マルチユーザーの立場を継続しながら、「WINNING PLAN Third Stage “Be the Most Reliable Partner!”」を着実に進めております。

他方、昨今の日本経済における株式持合いの解消、国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると、今後も、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。

もとより、当社はこのような企業買収であっても株主共同の利益に資するほか、お客様をはじめとす

る当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、企業買収には行為者が自己の利益のみを目的とするもの、会社の企業価値を毀損することが明白であるもの等、不適切なものがあることも否定できません。

特に当社の事業内容である情報サービス業は可視化できない知的成果物（ソフトウェアやサービス）の提供を行うものであるため、株主の皆様が企業価値の向上に向けた当社の取組みを十分にご理解されたいうで、当社の企業価値を正確に把握し、買収提案の妥当性を適切にご判断されることは必ずしも容易ではありません。また、知的成果物を商品とする情報サービス業にあつては、「人材」が会社の最も重要な財産であり、人材育成確保ならびに経営陣と従業員の信頼関係が必要不可欠であるところ、当社の買収を試みる者がこの点において適格性を有している保証もありません。その他、取締役会が築きあげてきたお客様他との信頼関係などの有形、無形の経営資源を損ないかねない買収がなされる可能性があります。

また、こうした不適切な企業買収に何らの対応策も講じないまま企業経営を行う場合、目先の株価維持・上昇を目的とした経営判断も求められかねず、中長期的な企業価値向上に取り組むことが困難な経営環境を招く可能性もあります。

現在、当社が具体的にこのような脅威に直面している事実はありませんが、当社として、このような諸事情を鑑み、不適切な企業買収に対して相当な範囲で適切な対応策を講ずることが中長期的な企業価値向上に集中的に取り組む、当社株主共同の利益を向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、本対応方針の継続を決定いたしました。

本対応方針の継続は、後述する第三者委員会の委員の方々および全社外取締役の賛同を得て、本日の当社取締役会において取締役全員一致で決定されたものですが、当該取締役会には社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、具体的な運用が適正に行われることを条件として本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社は本対応方針の継続について株主の皆様の信任を得るため、平成20年6月20日開催の第36回定時株主総会に本対応方針の継続の承認をお諮りする議案を上程し、同議案について出席された株主の皆様の議決権の過半数の賛成（以下「過半数の賛成」といいます）をいただけなかった場合には、本対応方針は継続されないものといたします。

2. 目的

本対応方針は、当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます）に対して、買収行為を行おうとする者（以下、「行為者」といいます）の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発し、これらの行為が当社企業価値および株主共同の利益向上に資するものかどうかを株主の皆様に適正に判断していただくために必要かつ十分な情報と時間、当社取締役会と行為者との交渉またはこれらの行為に対する当社取締役会の意見、代替策を提供する機会の確保を確実化することにより、株主の皆様の判断の機会を保証するとともに、株主の皆様が誤信されることを防止するために必要な措置を講じることを目的とするものです。あわせて、同様の方法により、当社企業価値および株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下、「濫用的買収」といいます）を防止するために必要な措置を講じることも目的としております。

3. スキーム

本対応方針は、事前警告型プランで、経済産業省および法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっております。

(1) 概要

当社取締役会は、行為者に事前に遵守を求めるルール（以下、「事前遵守ルール」といいます）と、株主の皆様の判断の機会を保証し、株主の皆様が誤信されることおよび濫用的買収を防止するために必要な措置の発動対象となるか否かの基準（以下、「評価基準」といいます）を予め公表いたします。そして、第三者委員会が本対応方針の手續を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と、必要な措置の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

第三者委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、

必要な措置の発動を勧告することができるものといえます(ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限り)。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき必要な措置の発動を決定することができるものといえます。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次のとおりです。

【事前遵守ルール】

- ① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が発行者である株券等¹について、行為者および行為者グループ²の株券等保有割合³が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または(ii)当社が発行する株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶および行為者の特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。
- ② 買収行為に対する第三者委員会の意見形成のため、行為者は、第三者委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。
 - ・行為者および行為者グループの概要
 - ・買収提案の目的、買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
 - ・行為者が意図する経営方針および事業計画
 - ・行為者の経営方針および事業計画が当社株主の皆様と与える影響とその内容
 - ・行為者の経営方針および事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーと与える影響とその内容
 - ・その他、第三者委員会が評価にあたり必要とする情報
- ③ 第三者委員会が買収行為を評価する評価期間が満了するまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。
第三者委員会の評価期間(第三者委員会が必要な情報すべてを受領した日から起算)
買収の対価が現金(円貨)の場合 最大で60日以内
その他の場合 原則として90日以内(ただし、買収提案の内容によっては、必要に応じ延長することがあります。かかる場合には、その旨および延長を必要とする理由その他第三者委員会が適切と認める事項について開示いたします)

【評価基準】

- ① 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき
- ② 以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき
 - (a) 構造上強圧的買収類型
いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・高圧的二段階買収 等
 - (b) 機会損失的買収類型
 - (c) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型
 - (d) その他、上記各類型に準じる買収類型

(詳細は【別紙1】本対応方針ガイドラインをご参照ください)

(2) 発動

当社取締役会が必要な措置を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外取締役、社外監査役、外部有識者などから選任された委員で構成される第三者委員会が中立かつ公正に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は第三者委員会の勧告をふまえて発動についての最終的な決

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

定をします。第三者委員会は、必要な措置の発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他第三者委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、必要な措置の発動を決定した場合には、速やかにその旨を開示することといたします。

なお、当社取締役会は、必要な措置の発動決定後であっても、その発動が不要になったと判断される場合は発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、必要な措置の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3) 廃止

本対応方針は、導入後、毎年、毎年の定時株主総会開催日までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様へ本対応方針の継続、見直し、廃止についてお諮りすることとしております。また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において本対応方針の見直し、もしくは廃止に過半数の賛成をいただいた場合、または当社取締役会において出席取締役の過半数が本対応方針の見直し、もしくは廃止に賛成した場合には、本対応方針を随時、見直し、または廃止できることといたします。かかる場合、取締役会は、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(4) 本対応方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと第三者委員会が判断する限り、必要な措置を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて第三者委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値の更なる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるものと判断いたします。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、第三者委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、必要な措置を発動することができるものとしておく必要があるものと判断いたします。

このような措置を講ずることによって行為者の真意が明らかとなり、同時に行業者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正に判断していただく材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断いたします。

なお、本対応方針の手続の運営および必要な措置の発動に関する審議において第三者委員会の委員は必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、第三者委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有することで同委員会の招集を確実なものとするなど、本対応方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による必要な措置の発動決定の前にすでに行業者が議決権の過半数を、公開買付け公告またはその他適切な方法により買付けを公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様が意思が明白な場合は必要な措置を発動しないなど、本対応方針の合理性を高めるための工夫を講じております。また、本対応方針は毎年の定時株主総会開催日を有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様が承認を得ることを本対応方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本対応方針の適正性につき判断していただくことができるほか、株主の皆様が総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本対応方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

なお、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

4. 行為者出現時の手続

行為者が出現したとき、当社は速やかにその旨を開示するとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールへの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は第三者委員会の審議・勧告をふまえて、必要な措置の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が出現した場合、第三者委員会は、行為者による買収行為について事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。そのうえで、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、第三者委員会は、必要な措置の発動を勧告することができるものとします（ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限りです）。当社取締役会は、かかる第三者委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき必要な措置の発動を決定することができます。

当社取締役会が必要な措置の発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨を開示することといたします。

当社取締役会において必要な措置の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式1株につき1個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として1株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定いたします。また、必要な措置の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、必要な措置の発動を決定することを含めて当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、適正かつ必要な措置を講じます。

なお、当社取締役会が必要な措置の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、必要な措置の発動が不必要と判断するにいたった場合は、新株予約権無償割当てに係る権利確定日以前であればいつでも必要な措置の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止いたします。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨を開示することといたします。

また、第三者委員会も同様の状況になった場合に当社取締役会に必要な措置の発動の撤回または中止を勧告することができます。

5. 株主・投資者の皆様と与える影響

当社が導入した本対応方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様への権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、必要な措置の発動時においては、必要な措置の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることとなります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権1個につき行使金額1円を想定しております）し、当社新株を取得できますので、株主名簿の名義書換が適切に行われている限り、行為者以外の当社株主や投資家の皆様へ不測の損害を与える要素はないものと考えます。行為者を除く当社株主や投資家の皆様へ不測の損害を与えないためには会社法の規定に従って所定の基準日までに名義書換を完了していただくことが必要となりますが、必要な措置を発動する場合には、行為者を含む当社株主や投資家の皆様およびその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処いたします。

なお、当社取締役会が、必要な措置の発動を変更または撤回した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。

6. 本対応方針の詳細

本対応方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

【別紙1】 当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドライン

【別紙2】 新株予約権の概要

【別紙3】 第三者委員会設置要領

以上

【別紙1】

当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針ガイドライン

このガイドラインは、当社を買取しようとする者または大量の当社株式を取得しようとする者（以下、総称して「行為者」という）に適正に対応するための当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針（以下、「本対応方針」という）の内容、手続および運用指針を定めたものである。

1. 必要な措置の発動の条件

第三者委員会は、買取行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、必要な措置の発動を勧告することができるものとする（ただし、株主共同の利益に反する侵害をもたらす虞と必要な措置の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は必要な措置を発動することができるものとする。

(1) 行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき

(2) 濫用的買取の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

2. 事前遵守ルール

(1) 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(i)当社が発行者である株券等⁸について、行為者グループ⁹の株券等保有割合¹⁰が20%以上となる買付けその他の取得をする前に、または(ii)当社が発行する株券等¹¹について、公開買付け¹²に係る株券等の株券等所有割合¹³および行為者の特別関係者¹⁴の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

(2) 買取行為に対する第三者委員会の意見形成のため、第三者委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【第三者委員会が求める情報】

- ・行為者および行為者グループの概要
- ・買取提案の目的、買取価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称および概要
- ・行為者が意図する経営方針および事業計画
- ・行為者の経営方針および事業計画が当社株主に与える影響とその内容
- ・行為者の経営方針および事業計画が株主以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
- ・その他、第三者委員会が評価にあたり必要とする情報

(3) 第三者委員会が行行為者による買取行為を評価する期間が満了するまでは従前の当社株式保有数を増加させないこと。

3. 濫用的買取

上記1.(2)の濫用的買取とは、行為者による買取行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等である場合、当該買取行為を意味する。

(1) 構造上強圧的買取類型

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買取を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）
ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあるような場合

⁸ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

⁹ 行為者および金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。

¹¹ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。

¹² 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。

¹³ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

¹⁴ 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。

- ② 当社の会社経営を支配した後に、当社の事業経営上必要な有形・無形の資産、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を第三者に売却したり、当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行行為者の利益を実現する経営を行うような場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 強圧的二段階買収（※）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為
 （※）強圧的二段階買収： 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと
- ⑥ その他、買収方法が株主に対して構造上強圧的な方法である場合

(2) 機会損失的買収類型

現経営陣に買収提案に対する代替案を提示する機会を失わせる場合、現経営陣が適正な代替案を検討、提示するために必要かつ十分な情報等の提供を拒否する場合

(3) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

- ① 買収条件（価格、内容、時期、方法、違法性有無、買収提案の実現性等を含むがこれらに限られない）が当社の企業価値に照らして不十分、不適切な場合
- ② 行為者の目的および買収後の経営方針、事業計画等が当社事業（情報サービス事業）が担う公共性・社会性の観点からみて不合理または妥当でなく、事業の公共性、社会性を毀損する場合
- ③ 行為者の経営支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の向上を妨げるおそれがあると判断される場合、または行為者の経営支配権取得の場合の企業価値が中長期的な将来の企業価値との比較において、行為者が経営支配権を取得しない場合の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合
- ④ 公序良俗の観点から問題があると思われる行為者、資金提供者による買収である場合

(4) その他、上記各類型に準じる買収類型

行為者の行為が当社の有形、無形の企業価値を毀損し、結果として行為者以外の株主の共同利益を損なうと明白に判断される場合、および社会通念上、不適切な行為者による場合

4. 買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

- ① 第三者委員会が当社取締役会を通じて行為者から情報提供を求める場合

最初の情報提供要求	買収提案から 10 営業日以内
追加の情報提供要求	直近の情報要求から 10 営業日以内
- ② 行為者の情報提供期限 当社の要求から 3 営業日以内
 行為者が 3 営業日以内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。
- ③ 行為者による買収行為を評価する期間
 第三者委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した日から起算して
 買収の対価が現金（円貨）の場合 最大で 60 日以内
 その他の場合 原則として 90 日以内（ただし、買収提案の内容によっては、必要に応じ延長することがある。かかる場合には適宜その旨および延長を必要とする理由を開示する）

5. 情報開示、代案提示
行為者が出現した場合、第三者委員会から必要な措置の発動または不発動の勧告があった場合、当社取締役会が必要な措置の発動または不発動を決議する場合、必要な措置の発動を撤回または中止する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、およびその他法令または証券取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を開示する。
また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を開示し、提出情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。
6. 必要な措置の内容
新株予約権無償割当てとする。
新株予約権の内容等については、新株予約権の概要【別紙2】によるものとする。
7. 企業価値毀損を防止するための措置
当社取締役会が必要な措置の発動後の行為者の対応によっては、再度、必要な措置の発動を決定することを含めて当社の企業価値および株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な措置を講じる。
8. 必要な措置の発動
 - (1) 発動の決定
必要な措置の発動の際には次の手続を経るものとする。
 - ① 当社取締役会が第三者委員会に必要な措置の発動の適否を諮問する。
 - ② 第三者委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に必要な措置の発動の適否を勧告する。
 - ③ 当社取締役会が第三者委員会の勧告を最大限尊重のうえ最終的に発動を決定する。
 - (2) 発動の撤回または中止
当社取締役会が必要な措置の発動を決定した場合でも新株予約権無償割当てに係る権利確定日までの間に行業者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）には必要な措置の発動の撤回または中止をすることができる。
また、第三者委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に必要な措置の発動の撤回または中止を勧告することができる。この場合、当社取締役会は第三者委員会の勧告を最大限尊重のうえ最終的に発動の撤回または中止を決定する。
9. 必要な措置の発動の回避
以下の条件を満たした場合は、当社取締役会が必要な措置を発動しない。
 - ① 行為者が公開買付けを公告しまたはその他適切な方法により買付けを公表したうえで、当社が意見表明、代案提示、必要な措置の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合（明白な株主意思の尊重）
 - ② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合
10. 本対応方針の有効期間
本対応方針の有効期間は、導入後毎年定時株主総会開催日までとし、定時株主総会において株主に本対応方針の継続、見直し、廃止を諮る。
11. 本対応方針の見直し、廃止
次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本対応方針は見直しまたは廃止される。
 - ① 臨時株主総会において過半数の株主が見直しまたは廃止に賛成したとき
 - ② 当社取締役会において出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき
 - ③ 今後の法改正、上場規則改正他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本対応方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき
12. 第三者委員会
第三者委員会の構成等については、第三者委員会設置要領【別紙3】によるものとする。

【別紙 2】

新株予約権の概要

本対応方針ガイドライン第 6 項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

1. 発行の目的

当社は当社に対する不適切な買収行為等によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案および買収行為等に対して、当社の企業価値および株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権を発行する。

2. 割当て方法

必要な措置の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下、「基準日」という）の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）1 株につき 1 個の割合で新株予約権を割当てる。

3. 発行する新株予約権の総数

発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。ただし、第 4 項（2）に定める株式数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

4. 新株予約権の目的である株式の数

(1) 目的である株式の数

各新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」という）は、原則として 1 株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。

(2) 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

5. 新株予約権の払込金額

無償とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される金額の総額

第 7 項に定める行使金額に第 3 項に定める発行する新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

7. 各新株予約権の行使に際して出資される金額

1 円に対象株式数を乗じた額とする。

8. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金

会社計算規則第 40 条第 1 項の規定により算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1（1 円未満は切り上げ）の額を資本に組入れるものとする。

9. 新株予約権の行使請求期間

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される効力発生日の翌日から 1 ヶ月以内とする。ただし、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で 2 ヶ月間まで延長できる。なお、行使請求期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予

約権の整数個の単位でのみ行使することができる。

- (2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる。ただし、当該新株予約権の割当てを受けた者以外の者でも、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)および(2)にかかわらず、買付者による当社に対する買付提案または当社株式の大量買付行為がなされ、本対応方針に従い、当社取締役会が新株予約権発行決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 買付者
 - ② 買付者の共同保有者
 - ③ 買付者の特別関係者
 - ④ 買付者の当社株式の議決権共同行使可能者
 - ⑤ 上記①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者(当初の新株予約権者から法令に従い第15項に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む)
- (4) 次の①ないし⑪に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑪に定めるところによる。
 - ① 「本対応方針」とは、当社の平成18年5月9日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値および株主共同の利益向上に関する対応方針(その後の継続・改定を含む)をいう。
 - ② 「買付者」とは、買付提案を行う者もしくは大量買付行為を行うまたは行おうとする者をいう。
 - ③ 「買付提案」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに関する提案をいう。
 - ④ 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者、特別関係者、および、当社株式の議決権共同行使可能者をいう。
 - ⑤ 「大量買付行為」とは、(i)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ii)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
 - ⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ)第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
 - ⑦ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
 - ⑧ 「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
 - ⑨ 「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
 - ⑩ 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
 - ⑪ 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

11. 新株予約権の取得事由

当社取締役会は新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合(または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合)には、ガイドラインの定めるところに従い、当社取締役会の決議をもって新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で取得することができる。

なお、この場合、当社は一定の事前通知期間を定め、たうえで無償取得を実施するなど、権利未行使の

株主に不測の損害が生じることのないよう、適切な措置を講じる。

12. 新株予約権の効力発生日
新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される日
13. 新株予約権の行使請求受付場所
新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される行使請求受付場所
14. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関
新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される払込取扱金融機関
15. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
16. 新株予約権証券の発行に関する事項
新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。
17. 新株予約権の行使によって交付された株式の配当起算日
新株予約権の行使により発行された当社の普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株予約権の行使があったものとみなしてこれを支払う。

【別紙3】

第三者委員会設置要領

1. 設置

第三者委員会は当社取締役会により設置される。

2. 構成

(1) 第三者委員会は3名以上の委員により構成される。

(2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または外部の有識者等から委員を選任する。

(3) 当社取締役会が委員として選任する者は下記の事項のすべてを満たす者でなければならない。

①現在または過去において当社および当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役または監査役等になったことがない者（社外取締役および社外監査役を除く）

②現在または過去における当社グループの取締役または監査役の一定範囲の親族でない者

③当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締役または監査役等になったことがない者

④当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査役等でない者

⑤その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者

⑥企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者、および、これらに相当する有識者）

3. 委員の選解任等

第三者委員会の委員の選解任は当社取締役会の決議によりこれを行う。

なお、社外取締役および社外監査役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、第三者委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

4. 第三者委員会の招集

当社代表取締役および各委員は、いつでも第三者委員会を招集することができる。

5. 第三者委員会の役割

第三者委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して必要な措置を発動することの是非を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、第三者委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は第三者委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。

6. 第三者委員会の決議

第三者委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。

ただし、病気その他やむをえない事由があるときは、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

7. 第三者委員会に対する助言

第三者委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

第三者委員会委員略歴

当社は平成18年5月9日開催の取締役会において本対応方針の導入を決定したことに伴い、第三者委員会の委員として藤原 正寛氏、吉森 照夫氏および服部 彰氏の3名が選任され、再任を経て現在に至っております。

現在の3名の委員の任期は、平成20年6月20日開催の当社第36回定時株主総会開催日までとなっておりますが、現在の委員の一人である服部 彰氏は任期満了をもって退任する予定であり、その後任として新たに磯部 正昭氏が就任する予定となっております。

なお、同定時株主総会において株主の皆様から本対応方針の継続を承認していただいた場合、各委員の任期は、同定時株主総会終結の時から平成21年6月開催予定の当社第37回定時株主総会終結の時までといたします。

各委員の略歴は下記のとおりであります。

記

1. 就任予定者

藤原 正寛 (昭和22年1月6日生)

昭和48年	8月	米国ペンシルヴァニア大学経済学部客員講師
昭和49年	8月	米国イリノイ大学シャンペイン・アーバナ校経済学部助教授
昭和52年	9月	横浜国立大学経済学部助教授
昭和59年	4月	東京大学経済学部助教授
平成元年	4月	東京大学大学院経済学研究科教授 (現任)
平成18年	5月	当社第三者委員会委員 (現任)

吉森 照夫 (昭和20年7月23日生)

昭和49年	2月	弁護士登録 (第一東京弁護士会)
昭和49年	2月	長塚法律事務所入所
昭和55年	5月	吉森法律事務所所長 (現任)
平成18年	5月	当社第三者委員会委員 (現任)

磯部 正昭 (昭和16年5月19日生)

昭和45年	3月	公認会計士登録
昭和55年	5月	昭和監査法人 (現:新日本監査法人) 社員
昭和63年	5月	太田昭和監査法人 (現:新日本監査法人) 代表社員
平成4年	6月	太田昭和監査法人 (現:新日本監査法人) 常任理事
平成12年	5月	監査法人太田昭和センチュリー (現:新日本監査法人) 副理事長
平成18年	7月	磯部公認会計士事務所所長 (現任)
平成18年	8月	財団法人日本自転車振興会 (現:財団法人JKA) 監事 (非常勤) (現任)
平成19年	6月	埼玉りそな銀行監査役 (非常勤) (現任)

2. 退任予定者

服部 彰 (昭和23年1月16日生)

昭和48年	10月	監査法人中央会計事務所入所
昭和52年	3月	公認会計士登録
昭和58年	9月	監査法人中央会計事務所社員
昭和63年	9月	中央監査法人代表社員
平成12年	4月	中央青山監査法人代表社員
平成18年	5月	当社第三者委員会委員 (現任)
平成18年	9月	みすず監査法人パートナー
平成19年	7月	服部公認会計士事務所所長 (現任)

以上

【参考資料】

当社の平成20年3月31日現在における大株主の状況（上位10位）

順位	氏名または名称	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
1	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,067,800	16.12
2	笹貫 敏男	2,397,000	9.50
3	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンド ン エス エル オムニバス アカウント	963,800	3.82
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	888,300	3.52
5	株式会社 DTS	794,376	3.14
6	DTS社員持株会	745,368	2.95
7	資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	525,800	2.08
8	日本情報通信コンサルティング株式会社	482,080	1.91
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	424,900	1.68
10	株式会社 みずほ銀行	410,560	1.62

以上